

第2回・第3回動物愛護管理のあり方検討小委員会ヒアリング結果の概要

○ 深夜販売・販売時間について

動物愛護団体	ペット業界関係者
<p>○ (ペットショップ等で動物を展示して販売することに基本的に反対の立場というのが前提。)幼少の犬猫の深夜販売は動物にストレスをかけ、睡眠時間の短縮を招くことになり、当然禁止されるべき。販売時間については、30分程度の休息時間を数回設定し、休ませる必要がある。幼齢な子犬子猫にとって店頭での販売時間は短ければ短いほどよく、一日の販売時間は数時間以内が理想。(青木)</p> <p>○ 深夜に犬を売る必要性がなぜあるのか、夜8時から朝10時まででは販売禁止。(藤村)</p> <p>○ 数値化が絶対に必要。当団体が行ったアンケートでも、深夜販売は90%の人が「20時まで」であり、また、子犬の販売時間は6ヶ月未満の子犬で82%の人が1日合計4時間・2時間ごとに休憩、6ヶ月以上の犬では90%の人が1日6時間・3時間ごとに休憩、という数値が出ている。(佐上)</p> <p>○ 朝10時から夜7時ぐらいまでが望ましい。月齢によって休息時間を考慮。(佐藤)</p>	<p>○ 深夜でも営業している利便性と、深夜ペットの容態が悪くなった時そのサポートを的確に行えているものだと自負している。深夜販売を行っている店舗と行っていない店舗の生体の死亡率を比較しても、深夜販売の方が生体の調子が悪い、昼間に営業している方が生体の状態がいい、という違いは考えにくい。昼間でもすごい集客力のある店舗の方が犬にとってストレスがあるのではないかと思う。深夜営業が法的に禁止になった場合には、順応に対応していく気持ちではある。夜8時から10時、11時はまだ家族連れも多く仕事帰りに買う、午前3時では一人暮らしの男性が仕事帰りに寄り、本当に飼いたいという気持ちで買っている客がほとんどと思う。(岸)</p> <p>○ 犬猫の深夜の生態販売はやめるべきと考える。犬猫生体の販売時間については、商業施設内でのテナントなど多様な出店形態があり、生体の販売・展示時間も様々である現状も踏まえ、犬猫生体をあまりにも遅くまで展示販売することは好ましくないと考えており、業界もそうした指導を進めている。業界のこの自主規制に委ねるべきである。(赤澤・資料より)</p>

○ 移動販売について

動物愛護団体	ペット業界関係者
<p>○ 動物が過大なストレス下に置かれている上に、販売時に必要な説明をしていない、購入後に連絡がとれないなど対応が不十分であることがあり、購入トラブルが多い。移動販売は禁止すべき。(青木)</p> <p>○ 全面禁止にすべき(藤村)</p> <p>○ 全面禁止にすべき(実際にシェルターを運営されている方への聞き取りによると、移動販売全面禁止の結果として、仮に譲渡会が同様に出来なくなったとしても、里親を捜す方法はあるので全面的に禁止にしていきたい、との意見であった。)。当団体が行ったアンケートでも85%の人が全面禁止。(佐上)</p> <p>○ 動物へのストレス、販売後のトラブルなどを考えると全面的にやめてもらいたい。(佐藤)</p>	<p>○ 固定の店舗を中心にそこから1時間ないし2時間くらいの車等の交通手段で行けるところを中心に移動販売を行っているが、生体に問題が生じた場合には近くの固定の店舗が対応。大きなペットショップのない地域でも顧客のニーズにあった犬種を提供することが出来る。(岸)</p> <p>○ 移動販売は、販売時の説明責任、販売後のアフターフォローなど様々な問題点があると認識、十分な規制が必要。移動販売は、動物愛護団体が行っている譲渡会等とは全く別のものであると考えている(当協会としても里親活動に協力することは決してやぶさかではない。)(赤澤)</p>

○ インターネット販売について

動物愛護団体	ペット業界関係者
<p>○ ペット購入代金を支払ったのにペットが届かない、提示されたペットと違うものが届けられた、病気があった、対面販売でないために直接ペットの状況をチェックできず、販売時に必要な説明がない、など購入後のトラブルが多いためインターネット販売は禁止すべき。対面でなおかつ店員から説明を十分聞いた上で購入するのがよい。(青木)</p> <p>○ 実物を見ないで買う行為は禁止。(藤村)</p> <p>○ 当団体が行ったアンケートでは、73%の人がネット販売は全面禁止、26%の人が受け渡しは必ず対面です、であった。(佐上)</p> <p>○ 命をインターネットで取引するのは全面的に禁止にしてほしい(輸送面でも輸送中の温度管理などでストレスがかかる)。(佐藤)</p>	<p>○ 店頭で販売することは犬にとって相当ダメージが大きいと感じる(ペットショップでペットをだっこさせて販売する等。だっこして衝動買いも多いと思う。)。ペットの流通はブリーダーから飼い主へが一番ベスト(ペットの直販は、繁殖家から消費者への直接譲渡で、動物愛護の観点から理想的な生体販売の方法)。輸送は飛行場のあるところは空輸(出発空港まで自分たちで運び、到着空港では客が空港まで取りに行く)、飛行場がないところは4時間程度のところは自分たちで運ぶ。トレーサビリティの確保はマイクロチップが一番。(萩原)</p> <p>○ インターネット販売は、販売時の説明責任、販売後のアフターフォローなど様々な問題点があると認識、十分な規制が必要(インターネット販売は禁止。)(赤澤)</p>

○ オークション市場について

動物愛護団体	ペット業界関係者
<p>○ ペットオークションは閉鎖的で関係者しか立ち入れないようになっている。競り市はまじめなブリーダーの感覚さえ麻痺させてしまう側面がある(ペットを産ませていけばお金になることからだんだんと感覚がずれ、その日暮らし、ついには大量生産)。トレーサビリティの問題もあり、競り市で売ることが生産者側の販売責任まで薄れさせる(病気の犬の販売など)。ペットの競り市は禁止。動物取扱業に入れることに反対。(藤村)</p> <p>○ オークションの議論必要。(佐藤)</p>	<p>○ 講習会(ブルセラ症、犬の股関節形成不全と8週齢、遺伝病、等の講習会・セミナー)を実施。主に通信販売をされているペット業者の新規登録はお断りしている。ブリーダーに十分育成している犬猫の出荷の指導、遺伝的に正しい交配や人獣共通感染症の予防知識の指導等を実施。市場での生体健康状態チェック機能の統一化、チェックを行う人材の育成の実施。出陳伝票の記載事項も統一。1ヶ所の市場で除名されたら他の市場に行っても販売はできないこととしている。透明性・公開性については、将来的には当然必要になってくると考える(現状では、生体価格の問題等、業自体の情報が全部流れるというのに不安を持っているのは事実。)。また、例えば「ひざが緩い」といった犬も販売はする(程度の問題はもちろんあり、許容範囲外は当然ある。)(宇野(説明者:三船))</p>

○ 犬猫幼齢動物の販売日齢について

動物愛護団体	ペット業界関係者
<p>○ 特に6週齢から8週齢は犬が社会性を身につけるための大切な時期であり、親兄弟姉妹から離すのは8週齢を過ぎてからがよい。8週齢時にワクチン接種をしてから新しい飼い主のもとに行くのがよい。猫も犬ほど文献記述等はないが8週齢がよい。(青木)</p> <p>○ 人間でもたばこを吸ってもお酒を飲んでも影響が出ない人もいるが、20歳というラインが一定して決められている、そういう感覚で8週齢というラインを引くことはいけないうことか。(藤村)</p> <p>○ 数値化が絶対に必要。当団体が行ったアンケートでは99%の人が「8週齢以上」であった。(佐上)</p> <p>○ 8週齢を過ぎてからの販売が望ましい。(佐藤)</p>	<p>○ オークション市場では、生後40日未満の子犬、生後45日未満の子猫の出陳を禁止している。(宇野(説明者:三船))</p> <p>○ 犬の社会化には発育の度合いによる個体差、犬種の差、飼育環境(ブリーダーの技術等)など多数の要因が関係しており、日にちを定めるのはあまりに機械的であり科学的とは言えず、幼齢動物の販売日齢等を数値で定めることは大変困難。(中澤)</p> <p>○ 業界が自主規制を行っており、現在は40日齢までは親兄弟とともに管理するように進めている。更にこの日数を45日齢まで引き上げていけたらと検討を進めている。幼齢動物の社会化、親子分離飼育を始める時期については、犬と猫でもその時期には違いがあり、犬種によっても、また個体によってもさまざま。そうした中で、当協会としては「8週齢まで」との考えは十分な科学的根拠が示されている状況ではないと考える。業界の自主規制に委ねるべき。(赤澤)</p>

○ 繁殖制限措置について

動物愛護団体	ペット業界関係者
<p>○ 犬は、超大型犬から超小型犬など犬種がさまざまなので一律にすることはできない。初回交配は、身体的な成長を待ってから2回目の発情以降に行うこと。毎回の発情での交配は、母体保護のため禁止。最終交配は、正常分娩を繰り返している小型犬では8才齢まで、大型犬は6才齢までとする(ただし異論・反論あるので更に考慮必要。)。帝王切開は3回まで。異常分娩や遺伝性疾患を持つものは、避妊手術をして妊娠させないようにする。猫は犬に準じる。(青木)</p> <p>○ プリーダーに国家資格制度を設置し、遺伝病を産ませないシステムをつくる必要がある。(藤村)</p> <p>○ 数値化が絶対に必要。当団体が行ったアンケートでは72%の人が「2年に1回、一生で4回」であった。また、普段暮らす飼養施設は98%の人が「2㎡以上」、83%の人が「繁殖は一般人も含めて免許制にすべき」、34%の人が「繁殖業は全面禁止すべき」等であった。(佐上)</p> <p>○ 繁殖は年1回、年齢制限は5歳ぐらいまでが限界と思う。繁殖に使った後の母犬・母猫をどうするかが大きな問題。繁殖に使った動物を次の生活できるところへ譲り渡す体制が必要。動物取扱業を国家資格などのライセンス制にすれば業者の皆さんがなお一層の責任と誇りを感じていただけるので、将来的に検討をお願いしたい。(佐藤)</p>	<p>○ 母体となる犬の体力、知力が十分になってから繁殖するのが基本であり、早期繁殖は認めることが出来ない。出産後、発情期が来るというのは体力が十分回復した証拠であるので、連続して繁殖に携わるということも構わないと考える(劣悪な環境のもとで行われる乱繁殖は絶対認められない)。繁殖年齢を制限することは、健康で長命の犬を作り上げることと矛盾すると考える(比較的早い年齢で繁殖を打ち切るようなことをすれば、長命性、繁殖性、強健な体質を持つ犬を選抜できなくなると考える。)(中澤)</p> <p>○ 繁殖制限は、品種間、個体間の差異が大きいため、一律の数値規制になじまない事項であり、従来どおり、自主規制に委ねるべき。(赤澤:資料より)</p>

○ 飼養施設について

動物愛護団体	ペット業界関係者
<p>○ 数時間ごとに散歩や運動場に出せるなら、床面積は足を伸ばして横になれ、高さは頭がぶつからない大きさ。数時間ごとの散歩等ができず、長時間閉じ込めるのであれば、寝床と遊び場、そして食器と給水器を設け、最低でも体長の2倍×5倍以上、高さは、犬猫が立てる高さがあることが望まれる。猫は上下に移動できるように段々をつけることが望まれる。(青木)</p> <p>○ 数値化が絶対に必要。施設の広さ、人員の配置など具体的な数値の基準を設けることが必要。当団体が行ったアンケートでは、展示売り場での飼養施設は「2㎡」というのが一番多く、温度は92%の人が「15～28℃」、飼養に必要な職員の最低数は88%の人が「親犬5匹に1人は必要」(1日8時間労働という前提)、70%の人が「展示して小売りする業態自体反対」等であった。(佐上)</p> <p>○ ケージを2段3段に重ねておくことを禁止してもらいたい(仮に重ねるのであればケージの上に直ではなく、台の一つまた上に置く。)(佐藤)</p>	<p>○ 飼養施設は、品種間、個体間の差異が大きいため、一律の数値規制になじまない事項であり、従来どおり、自主規制に委ねるべき。(赤澤:資料より)</p>